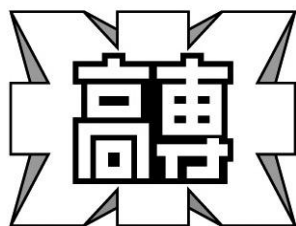


令和 8 年度
米子工業高等専門学校後援会総会



日	時	令和 8 年 6 月 6 日（土）10：00～
場	所	米子高専図書館 2 階 アカデミックシアター



独立行政法人 国立高等専門学校機構

米子工業高等専門学校

National Institute of Technology (KOSEN), Yonago College

米子工業高等専門学校後援会 予算・決算

【収入の部】

(単位：円)

項目	備考	令和7年度予算	令和7年度収入額	過不足額
前期繰越金		10,123,332	10,123,332	0
入会金		1,472,000	1,472,000	0
会費		26,858,000	26,754,000	▲ 104,000
雑収入		6,037	27,060	21,023
戻入		1,730,631	1,732,843	2,212
合計		40,190,000	40,109,235	▲ 80,765

【支出の部】

項目		備考	令和7年度予算	令和7年度執行額	過不足額
事務費	事務委託費	寄附金（事務局人件費）	2,178,000	2,178,000	0
	事務費	事務用品購入費、後援会だより制作費	350,000	220	▲ 349,780
	会議費	総会開催、役員旅費、記念品	500,000	376,351	▲ 123,649
	雑費	振込手数料等	20,000	38,260	18,260
教育援助費	教育援助費	T O E I C、入試経費ほか	950,000	779,089	▲ 170,911
	T A用謝金	下級生学習支援、O B教員による学習支援謝金	610,000	495,096	▲ 114,904
	学生研究助成金	本科学学生会発表旅費・参加費	1,000,000	616,919	▲ 383,081
	専攻科生援助費	専攻科学会発表旅費・参加費	720,000	437,617	▲ 282,383
	英語弁論大会	高専弁論大会	290,000	95,443	▲ 194,557
	ロボコン援助費(地区大会)	ロボット製作費、地区大会経費等	1,770,000	1,648,319	▲ 121,681
	日本スポーツ振興センター費	1,550円×現員	1,607,350	1,607,350	0
	インターンシップ援助費	賠償保険・傷害保険×対象学生、教員旅費	530,000	520,267	▲ 9,733
	卒業式援助費	証書ホルダー(本科生・専攻科生)	250,000	226,600	▲ 23,400
	図書館援助費	コンクール副賞、図書購入ほか	200,000	188,381	▲ 11,619
	オープンキャンパス援助	学科実験補助学生経費ほか	290,000	268,340	▲ 21,660
	就職開拓費	教員旅費等 100,000円×5部門	500,000	473,550	▲ 26,450
厚生補導費	学生厚生補導費	新入生クラス写真、高専祭来場者借上げバス代等	630,000	661,300	31,300
	学生証	MyID利用料	1,372,800	1,372,800	0
	寮生援助費	入寮式手伝い、予餞会、寮生会誌等	550,000	449,636	▲ 100,364
	クラブ援助費	旅費補助、引率旅費、各部活動補助	3,260,000	3,590,648	330,648
	中国地区大会援助費	旅費補助、引率旅費等	5,670,000	6,762,853	1,092,853
	大会分担金	全国高等専門学校連合会分担金	420,000	420,000	0
全国大会経費等	体育大会援助費	旅費補助、引率旅費、参加費等	3,000,000	3,338,359	338,359
	ロボコン援助費(全国大会)	ロボット製作費、運送費、引率旅費、参加学生旅費等	1,090,000	846,484	▲ 243,516
	プロコン援助費	製作費補助、引率旅費、学生旅費等	670,000	112,180	▲ 557,820
	デザコン援助費	製作費補助、旅費補助、引率旅費、運搬代等	800,000	792,788	▲ 7,212
支部活動費		支部会会場費・お土産代、役員旅費等	700,000	488,637	▲ 211,363
国際交流援助費		国際交流事業、イベント経費等	1,200,000	40,000	▲ 1,160,000
国際交流基金		寄附金	500,000	500,000	0
学校運営援助費		振興協力会会費、公開講座等補助学生謝礼	130,000	135,040	5,040
予備費			8,431,850	0	8,431,850
支出合計			40,190,000	29,460,527	
立替金未回収額					
次期繰越金				10,648,708	
合計				40,109,235	
【参考】 次期繰越金増減額					

帳簿他、関係書類を確認の結果、相違ありません。

2026 年 5 月 18 日

氏名 遠山 麻衣子

氏名 遠藤 嘉子

令和7年度米子工業高等専門学校後援会管理簿(受入用)

(単位:円)

項目	受入	払出	備考
前年度繰越金	8,375,650	0	
入会金	0	1,616,000	
会費	0	2,925,000	
教育環境充実助成費	8,070,000	10,310,000	※1名分次年度繰越
鳥取県高体連加盟費(入学時負担金)	0	69,650	
学生会	0	1,515,000	
同窓会	2,030,000	2,020,000	※1名分次年度繰越
雑費	0	0	
雑収入	8,473	8,473	
入学手続き学納金	0	0	令和8年入学より入学後に納付
合計	18,484,123	18,464,123	

帳簿他、関係書類を確認の結果、相違ありません。

2026 年 5 月 18 日

氏名 亀山 麻衣子

氏名 遠藤 希子

令和7年米子工業高等専門学校後援会特別会計(専友会)

【収入の部】

(単位:円)

項目	令和7年度収入額
前年度繰越金	10,048
雑収入	41
合計	10,089

【支出の部】

(単位:円)

項目	令和7年度執行額
国際交流援助費	0
支出合計	0
次年度繰越金	10,089
合計	10,089

帳簿他、関係書類を確認の結果、相違ありません。

2026 年 5 月 18 日

氏名 遠山 麻衣子

氏名 遠藤 貴子

米子工業高等専門学校後援会 令和7年度予算・決算及び令和8年度予算（案）

【収入の部】

（単位：円）

項目	備考	令和7年度 予算	令和7年度 収入額	令和8年度予算 (案)
前期繰越金		10,123,332	10,123,332	10,648,708
入会金	8,000円×（205-27）名	1,472,000	1,472,000	1,424,000
会費	26,000円×1,048名	26,858,000	26,754,000	27,248,000
雑収入	利子	6,037	27,060	9,292
戻入		1,730,631	1,732,843	0
合計		40,190,000	40,109,235	39,330,000

【支出の部】

項目	備考	令和7年度 予算	令和7年度 支出額	令和8年度予算 (案)
事務費	事務委託費	寄附金（事務局人件費）	2,178,000	2,178,000
	事務費	事務用品購入費（封筒ほか）	350,000	220
	会議費	はがき代、役員旅費、記念品	500,000	376,351
	雑費	振込手数料等	20,000	38,260
教育援助費	教育援助費	T O E I C 受験料・教材補助、特別日課講師謝礼ほか	950,000	779,089
	T A 用謝金	下級生学習支援、O B 教員による学習支援謝金	610,000	495,096
	学生研究助成金	本科学生学会発表旅費等 200,000円×5学科	1,000,000	616,919
	専攻科生援助費	専攻科生学会発表 40,000円×47名 4割	720,000	437,617
	英語弁論大会	高専弁論大会・全国英語ブレコン学生旅費補助	290,000	95,443
	ロボコン援助費(地区大会)	ロボット製作費、運送費、参加学生旅費、引率旅費	1,770,000	1,648,319
	日本スポーツ振興センター負担金	1,550円×1,051名	1,607,350	1,607,350
	見学旅行等援助費	学校側経費に変更	0	0
	インターンシップ援助費	賠償保険・傷害保険×対象学生	530,000	520,267
	卒業式援助費	証書ホルダー(本科生・専攻科生)	250,000	226,600
	図書館援助費	コンクール副賞、図書購入	200,000	188,381
	オープンキャンパス援助	学科実験補助学生経費	290,000	268,340
	就職開拓費	教員旅費等 100,000円×5部門（インターンシップ+就職開拓）	500,000	473,550
	就職開拓費	教員旅費等 100,000円×5部門（インターンシップ+就職開拓）	500,000	473,550
厚生補導費	学生厚生補導費	高専祭来場者借上げバス代ほか	630,000	661,300
	学生証	MyiD利用料	1,372,800	1,372,800
	寮生援助費	入寮手伝い、寮祭・予餞会援助費、寮生会誌ほか	550,000	449,636
	クラブ援助費	学生旅費補助、引率旅費、各部活動補助	3,260,000	3,590,648
	中国地区大会援助費	学生旅費補助、引率旅費等	5,670,000	6,762,853
	大会分担金	全国高等専門学校連合会分担金	420,000	420,000
全国大会経費等	体育大会援助費	旅費補助、引率旅費、参加費等	3,000,000	3,338,359
	ロボコン援助費(全国大会)	製作製作費補助、旅費補助、引率旅費、運搬代	1,090,000	846,484
	プロコン援助費	製作費補助、引率旅費、学生旅費	670,000	112,180
	デザコン援助費	製作費補助、旅費補助、引率旅費、運搬代	800,000	792,788
支部活動費	支部会会場費・お土産代		700,000	488,637
国際交流援助費	学生旅費補助		1,200,000	40,000
国際交流基金	寄附金（研修引率旅費）		500,000	500,000
学校運営援助費	振興協力会会費、公開講座等補助学生謝礼		130,000	135,040
予備費			8,431,850	0
支出合計		40,190,000	29,460,527	39,330,000
次期繰越金			10,648,708	
合計			40,109,235	

米子工業高等専門学校後援会 令和8年度予算（案）

【収入の部】

（単位：円）

項目	令和8年度予算（案）	備考
前期繰越金	10,648,708	
入会金	1,424,000	8,000円×（205-27）名
会費	27,248,000	26,000円×1,048名
雑収入	9,292	利子
戻入	0	
合計	39,330,000	

【支出の部】

項目	令和8年度予算（案）	備考
事務費	事務委託費	2,178,000 寄附金（事務局人件費）
	事務費	150,000 事務用品購入費（封筒ほか）
	会議費	500,000 はがき代、役員旅費、記念品
	雑費	20,000 振込手数料等
教育援助費	教育援助費	860,000 T O E I C 受験料・教材補助、特別日課講師謝礼ほか
	T A 用謝金	630,000 下級生学習支援、O B 教員による学習支援謝金
	学生研究助成金	1,000,000 本科学生学会発表旅費等 200,000円×5学科
	専攻科生援助費	752,000 専攻科生学会発表 40,000円×47名 4 割
	英語弁論大会	300,000 高専弁論大会・全国英語 プレコン学生旅費補助
	ロボコン援助費(地区大会)	1,770,000 ロボット製作費、運送費、参加学生旅費、引率旅費
	日本スポーツ振興センター負担金	1,629,050 1,550円×1,051名
	見学旅行等援助費	0 学校側経費に変更
	インターンシップ援助費	287,500 賠償保険・傷害保険×対象学生
	卒業式援助費	250,000 証書ホルダー(本科生・専攻科生)
	図書館援助費	200,000 コンクール副賞、図書購入
	オープンキャンパス援助	310,000 学科実験補助学生経費
	就職開拓費	500,000 教員旅費等 100,000円×5部門（インターンシップ+就職開拓）
厚生補導費	学生厚生補導費	400,000 高専祭来場者借上げバス代ほか
	学生証	1,399,200 MyiD利用料
	寮生援助費	680,000 入寮式手伝い、寮祭・予餞会援助費、寮生会誌ほか
	クラブ援助費	3,171,000 学生旅費補助、引率旅費、各部活動補助
	中国地区大会援助費	7,956,000 学生旅費補助、引率旅費等
	大会分担金	420,000 全国高等専門学校連合会分担金
全国大会経費等	体育大会援助費	2,830,000 旅費補助、引率旅費、参加費等
	ロボコン援助費(全国大会)	1,090,000 製作製作費補助、旅費補助、引率旅費、運搬代
	プロコン援助費	760,000 製作費補助、引率旅費、学生旅費
	デザコン援助費	1,640,000 製作費補助、旅費補助、引率旅費、運搬代
支部活動費	700,000	支部会会場費・お土産代
国際交流援助費	1,200,000	学生旅費補助
国際交流基金	500,000	寄附金（研修引率旅費）
学校運営援助費	240,000	振興協力会会費、公開講座等補助学生謝礼
予備費	5,007,250	
合計	39,330,000	

（参考）	令和8年度	
大会名	全国（開催地）	地区（開催地）
体育大会	夏：東海北陸 冬：近畿	中国地区8高専
ロボコン	東京	松江
プロコン	香川	-
デザコン	北海道	-
英語弁論大会	東京	徳山

米子工業高等専門学校後援会 会則 (案)

制 定 昭和39年5月24日

~~最終改訂 令和7年6月7日~~

最終改訂 令和8年6月6日

第1章 総則

第1条 本会は、米子工業高等専門学校後援会と称する。

第2条 本会の事務所は、米子市彦名町4448米子工業高等専門学校内に置く。

2 本会の活動を円滑に運営するために、別表に掲げる支部と学寮在学学生の保護者をもって構成する寮生保護者会を置く。

3 前項の支部と寮生保護者会の運営について必要な事項は、別に定める。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、米子工業高等専門学校の教育事業を助成し、同校の使命達成に必要な協力を行うとともに、会員と学校の協調を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生の厚生補導事業の助成
- (2) 学生の学習及び課外活動の援助
- (3) 研究会、講演会等の開催
- (4) 就職斡旋事業の助成
- (5) 学生の生活環境の整備
- (6) 学校と家庭との連絡
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織

第5条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 米子工業高等専門学校に在学する学生(本科生・専攻科生)の保護者又はこれに代わる者
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するもの
- (3) 名誉会員 本会の会長職にあった者

第4章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

会長・1名、副会長・3名以内、常任理事・若干名、理事・若干名、監事2名

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、会務運営について重要案件を審議する。

4 常任理事は、会務を処理する。

5 監事は、本会の業務、財産及び収支決算の状況を監査する。監査は翌年度5月に行う。監事は他の役員を兼ねることはできない。

第8条 会長、副会長及び監事は~~総会の決議によって~~会員のうちからこれを互選する。

2 常任理事は、会員のうちから会長がこれを委嘱する。

3 理事は、支部長をもって充てる。ただし、会長、副会長及び常任理事の職にある者を除く。

第9条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、満期終了となっても後任役員が決定するまでは、その職務を執行しなければならない。

第10条 本会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、会長の諮問に応ずる。

3 顧問は、米子工業高等専門学校長、校長補佐、事務部長及び課長を会長がこれを委嘱する。

第5章 会議

第11条 会議は、総会及び役員会とする。

第12条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

2 総会は、全会員による総会とし、会長が招集しその議長となる。~~やむを得ず欠席する場合は委任状を提出する。~~

3 総会で行う事項は、次のとおりとする。

(1) 歳入歳出予算の議決及び決算の承認並びに事業計画の決定

(2) 役員の決定紹介

(3) 会則の改廃

(4) その他必要な事項

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第13条 役員会は、年1回開催する。ただし、会長が必要を認めたとき、臨時に開催することができる。

2 役員会は、総会に提出する議案及び本会の運営に関する具体案を審議決定する。

3 緊急の際は、役員会をもって総会に代えることができる。この場合は、総会の事後承認を得なければならない。

4 役員会の招集及び議決については、前条2項及び4項の規定を準用する。

第6章 会計

第14条 本会の運営に要する経費は、入会金・会費・寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第15条 入会金は、学生(外国人留学生を除く)一人につき8,000円とし、入学手続きの際に納付する本会が指定する期日までに納付するものとする。

ただし、以下の者は免除する。

(1) 二子以上入学する場合の二子以上の者

(2) 兄弟姉妹が在学している場合の新たに入学する者

(3) 本科から引き続き専攻科へ入学する者

2 正会員は、会費として学生(外国人留学生を除く)一人につき年間26,000円を納付するものとし、5月に納付するものとする。

3 やむを得ない事由により前項によりがたい場合は、会長の承認を得て月割分納することができる。

4 賛助会員の会費は、一口年額5,000円として、一口以上を随時納入するものとする。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務

第17条 本会の事務は、米子工業高等専門学校に委任する。

2 前項の事務委任に係る費用は、毎年度総会の議を経て決定し、寄付金として支出する。

第8章 雑則

第18条 第4条の事業を行うため、通常の会計と別途に経理することが適当と認める事項については、総

会の議を経て特別会計を設定し、別途経理することができる。

第19条 この会則の施行について必要な細則は、役員会の議を経て会長が定める。

第20条 会則によりがたい事案が生じた場合、または会則に定めるもののほか必要な事項は、総会の議を経て会長が定める。

附 則

この会則は、昭和39年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成19年4月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年3月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年5月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、令和7年度会費については前後期にそれぞれ13,000円ずつ納付するものとする。

附 則

この会則は、令和8年4月1日から施行する。

別表

- | | |
|------|----------------------------------|
| 第1支部 | 鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町をもって構成する。 |
| 第2支部 | 倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町をもって構成する。 |
| 第3支部 | 大山町、南部町、伯耆町、江府町、日野町、日南町をもって構成する。 |
| 第4支部 | 米子市、日吉津村をもって構成する。 |
| 第5支部 | 境港市をもって構成する。 |
| 第6支部 | 島根県全体をもって構成する。 |
| 第7支部 | 鳥取県・島根県以外の地域をもって構成する。 |

米子工業高等専門学校支部会則（案）

~~令和6年3月9日 後援会臨時総会承認~~

令和8年6月6日 後援会総会承認

（趣旨）

第1条 米子工業高等専門学校後援会会則第2条第3項の規定に基づきこの規則を定める。

（役員）

第2条 支部に次の役員を置く。

- （1）支部長 1名
- （2）代議員支部長補佐 2名以上
- （3）監 事 1名（支部において必要な場合のみ）

（役員の選出）

第3条 役員の選出は、支部会員のうちからこれを互選する。

- 2 互選による選出が困難な場合は、新入支部会員の中からくじ引きにより選出するものとする。

（役員の任期）

第4条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 欠員を生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（役員の任務）

第5条 支部長は支部を代表し、会務を総括する。

- 2 代議員支部長補佐は支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、これに代わる。
- 3 監事は支部の業務・財産及び収支決算の状況を監査する。
- 4 支部長・代議員支部長補佐は、やむを得ない場合を除き、後援会総会に出席し、支部の代表として議事の議決を行う。

（会議）

第6条 支部の会議は、支部会及び支部役員会とする。

第7条 支部会は毎年1回開催する。ただし、支部長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

- 2 支部会は支部長が招集し、その議長となる。
- 3 支部会で行う事項は次のとおりとする。
 - （1）収入・支出予算の決議及び決算の承認並びに事業計画の決定
 - （2）次年度役員の協議
 - （3）その他必要な事項
- 4 支部の議事は、出席支部会員の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第8条 支部役員会は、支部長が必要と認めたときこれを開催する。

- 2 支部役員会は、支部会に提出する議案及び支部の運営に関する具体案を決定する。
- 3 緊急の際は支部役員会をもって支部会に代えることができる。この場合は、支部会の事後承認を得

なければならない。

4 支部役員会の招集及び決議については、前項第2項及び第4項の規定を準用する。

(会計)

第9条 支部の運営に要する経費は、後援会費からの助成金、寄付金をもってこれに充てる。ただし、必要に応じて支部会の決議により臨時費を集めることができる。

(事務所)

第10条 支部の事務所は原則として支部長宅とするが、差し支えのあるときは別に置くことができる。

第11条 支部会則の改定は、米子工業高等専門学校後援会総会の決議を得なければならない。

(附則)

この会則は、昭和52年4月1日から施行する。

(附則)

この会則は、平成18年4月22日から施行する。

(附則)

この会則は、平成19年4月21日から施行する。

(附則)

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

ただし令和3年度は移行期間とし、現行会則により令和3年3月31日までに選出された代議員について増員を認め、任期は1年とする。

(附則)

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

(附則)

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

(附則)

この会則は、令和8年4月1日から施行する。

米子工業高等専門学校後援会 役員等旅費等支給基準（案）

~~令和7年6月7日 後援会総会承認~~

令和8年6月6日 後援会総会承認

米子工業高等専門学校後援会の役員及び支部代議員支部長補佐の旅費等の支給について次のとおり定める。

第1条 役員及び支部代議員支部長補佐（以下「役員等」という。）が役員会及び支部会、監査（以下「役員会等」という。）に出席する場合は、旅費を支給する。

第2条 旅費の種類は、鉄道賃、車賃、宿泊料及び日当とする。

第3条 鉄道賃及び車賃は、通常居住する住居（以下「住居」という。）から役員会等の開催場所までの最も経済的かつ実際の行程（事前に経路及び方法を確認する）により算出した額とする。

第4条 鉄道賃の額は、その乗車に要する旅客運賃とする。

2 急行・特急料金は、鉄道距離が片道50km以上の場合に支給する。

【参考】倉吉：52.9km 宍道：45.9km 新見：78.8km 備後庄原：140.9km 岡山：159.1km

松江：28.9km 出雲：62.4km 鳥取：92.7km 香住：143.0km

第5条 車賃の額は、一般乗合旅客自動車の旅客運賃もしくは自家用自動車の燃料代及び有料道路代とする。

2 自家用自動車の燃料代は、1kmあたり20円とする。また有料道路代は実費とする。

第6条 宿泊料は、米子高専内国旅行命令の申し合わせ及び機構規則に準ずる。

第7条 日当として2,000円支給する。

第8条 旅費は役員一人につき同一年内に50,000円を上限とする。

第9条 役員等が退任する時は、以下の範囲内で記念品を贈呈する。

会則第6条に定める役員 2,000円

支部代議員支部長補佐 1,000円

第10条 その他役員等の旅費等の支給について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から適用する

附則

この規則は、令和6年4月1日から適用する

附則

この規則は、令和7年4月1日から適用する

附則

この規則は、令和8年4月1日から適用する

米子工業高等専門学校寮生保護者会会則

(趣旨)

第1条 米子工業高等専門学校後援会会則第2条第3項の規定に基づきこの規則を定める。

(目的)

第2条 本会は、学寮の管理運営に必要な協力をすることを目的とする。

(役割)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の役割を担う。

- (1) 学寮の管理運営に係る会員の意向を調査すること。
- (2) 学寮の管理運営に係る会員の意見を取りまとめ本会としての意思を決定すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(役員)

第4条 寮生保護者会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 若干名

2 役員は、後援会役員または支部会役員と兼ねることができる。

(役員を選出)

第5条 役員を選出は、寮生保護者のうちからこれを互選する。

- 2 互選による選出が困難な場合は、1年生から3年生までの学生による抽選とする。抽選に当たった学生の保護者が役員となる。
- 3 原則として、各学年より1～2名の役員を選出するものとする。女子学生及び男子学生の保護者の両方からそれぞれ1名以上が役員に含まれるよう配慮するものとする。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了となっても後任者が決定するまでの間その任期をまっとうするものとする。

(役員の任務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長を代理する。
- 3 理事は、会務を処理する。

(意思決定の方法)

第8条 本会の意思決定は、インターネット等の手段を用いた表決によることを基本とする。ただし、会員又は役員が一堂に会し議論を積み重ねて審議することが必要な事項を審議する場合は、会議を開催するものとする。

- 2 インターネット等の手段を用いた表決による議事は、表決参加会員数の過半数を持って決し、可不同数のときは、会長の決するところによる。

(会議)

第9条 会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会及び役員会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会議は、米子工業高等専門学校所在地又はその隣接地で開催することを基本としつつ、他の開催地とすることができる。また、必要に応じ場所の定めのない会議を開催することができる。
- 4 遠隔地に居住しているなど会議開催地に来ることが困難な場合は、インターネット等の手段を用いて会議に出席することを認める。

(総会)

第10条 総会は、会長が必要と認めるとき、又は全会員の4分の1以上の会員から招集の請求があるとき招集する。

- 2 総会は、重要事項を審議決定する。
- 3 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる
- 4 他の会員1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、総会の開催日前日までに、インターネット等の手段を用いて委任状を提出するものとする。

(役員会)

第11条 役員会は、会長が必要と認めるとき、又は役員（会長を除く）2名以上から招集の請求があるとき招集する。

- 2 役員会は、役員によって構成し、総会が審議決定する事項以外の事項について審議決定する。役員会において決定した事項は、総会において、又はその他適当な方法により会員に報告する。
- 3 前条第3項の規定は、役員会について準用する。この場合において、同項中「総会」とあるのは「役員会」と、「出席会員」とあるのは「出席役員」と読み替える。

(事務所)

第12条 本会の事務所は、原則として会長宅とするが、差し支えのあるときは別に置くことができる。

(会則の改定)

第13条 寮生保護者会会則の改定は、米子工業高等専門学校寮生保護者会の決議を得なければならない。

附 則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年5月6日から施行する。

附 則

この会則は、令和8年 月 日から施行する。

令和7年度 後援会年間会務報告

月日	会務	担当役員	備考
4月7日	入学式列席及び新会員へ後援会説明	会長	
5月14日	令和6年度会計監査	監事	
5月29日	総会事前打合せ兼執行役員会	執行役員	
6月7日	総会・役員会		
7月	サポマガ発行	執行役員・事務局	
9月20日	役員会	役員	支部会・高専祭について
9月	サポマガ発行	執行役員・事務局	
10月18日	執行役員会	執行役員	高専祭について
10月	サポマガ発行	執行役員・事務局	
11月3日	高専祭	執行役員	
1月24日	役員会	役員	次年度役員・次年度予算について
2月19日	執行役員会	執行役員・学校関係者	次年度予算について
3月	サポマガ発行	執行役員・事務局	
3月14日	役員会	役員・学校関係者	次年度予算について
3月19日	卒業式	副会長	
※各支部会開催状況は別表による			

令和 7 年度支部会開催状況

支部名	開催場所	開催日		参加校長補佐	参加人数
第 1 支部（鳥取県東部）	白兔会館	10月18日	(土)	大庭	19
第 2 支部（鳥取県中部）	エースパック未来中心	10月18日	(土)	青砥	20
第 3 支部（鳥取県西部）	伯耆町役場溝口分庁舎	11月30日	(日)	玉井	9
第 4 支部（米子市）	米子市公会堂	10月11日	(土)	青砥・田中（晋）	62
第 5 支部（境港市）	元気亭	8月9日	(土)	田中（晋）	7
第 6 支部（島根県）	アルテピア	11月24日	(月)	玉井	12
第 7 支部（県外）	米子高専	8月7日	(木)	大庭	12
合計					141